

第 14 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成20年9月24日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

平成20年9月24日（水曜日）

午後1時32分開議

午後2時10分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について
- (3) その他

出席委員（13人）

委員	長	西岡勝成
副委員	長	前川收
委員		倉重剛
委員		松村昭
委員		小杉直
委員		早川英明
委員		馬場成志
委員		大西一史
委員		氷室雄一郎
委員		鎌田聡
委員		吉永和世
委員		福島和敏
委員		重村栄

欠席委員（1人）

委員 児玉文雄

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長	村田信一
次長	江副健二
次長	駒崎照雄
環境政策課長	楢木野史貴
環境保全課長	福留清秀
水環境課長	小嶋一誠
首席環境生活審議員兼	

水俣病保健課長 谷崎淳一

水俣病審査課長 田中彰治

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐	武田正宣
議事課課長補佐	堀田宗作

午後1時32分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第14回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日、委員会に傍聴の申し込みが4名あっておりますので、それを許可いたしたいと思います。

6月24日に開催いたしました前回の委員会で御審議をいただき、6月30日の本会議において全会一致で可決をいたしましたチッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書につきましては、早速、7月4日に、私と前川副委員長が関係5府省に意見書を持参いたしました。

チッソは、原因企業としての責任の自覚がなく、依然として救済策の受け入れを拒否するかたくなな態度であります。しかも、チッソの業績は好調で約120億円の経常利益を上げているにもかかわらず、内部留保額が公的債務償還額を上回るという状況になっております。本年度は、平成21年度以降の対応を申し合わせる3年に1度の大事な時期にありますので、意見書に沿った見直しをされるよう熊本県議会として強く要望をいたしてきたくところでございます。

また、前回の委員会で、私は、一日も早く被害者の方々を救済するため、国会においても、各党派を超え、胸襟を開いて問題解決に当たってもらいたいと申し上げました。

そのこともありまして、民主党の水俣病対策作業チーム座長の松野信夫参議院議員か

ら、民主党作業チームがお考えの救済策の案について説明をしたいという申し出がありましたので、早速、前川副委員長と鎌田委員も同席の上、8月25日に説明をお聞きしたところでございます。

その内容につきまして、各委員にも情報を共有していただきたいと思ひまして、本日御紹介することといたしております。

概要につきましては、後ほど執行部の方から説明をしてもらいます。

それでは、議題に入ります。

前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策に関する状況について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思ひます。

それでは、説明資料に基づきまして、谷崎水俣病保健課長及び楢木野環境政策課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 それでは、水俣病保健課の谷崎でございます。

まず、資料に基づきまして順次御報告をさせていただきます。

まず、1番の前回の特別委員会以降の水俣病対策の主な経緯について御報告をいたします。

6月30日に、先ほど委員長の方からもごあいさつの中でお触れいただきましたように、県議会本会議におきまして、チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書を議決されました。7月4日の日に、早速、関係5府省への当該意見書が提出されたところでございます。また、8月8日の日には、知事が、新たに就任された斉藤環境大臣に対しまして、早期の全面解決を要請されたところでございます。その際、大臣からは、十分連携をとっていきたいとの発言があったところでございます。

次に、2の新たな救済策の最近の状況について御報告いたします。

まず、環境省の動きでございますが、斉藤

環境大臣は、その就任記者会見で、チッソ株式会社を説得したいと思っているというふう

に発言されております。次に、与党PTでございますが、園田座長は、7月26日に開かれました御自身の国政報告会で、年内の全面決着に向けて最大限努力をする、裁判を提起している方々にも話をしたい、また、民主党とも協議をしたいといった発言をされております。

次に、民主党でございますが、水俣病対策作業チームの松野座長が、ノーモア・ミナマタ国賠訴訟原告団集会に参加された折に、記者に対しまして、水俣病被害者救済特別措置法案を次の臨時国会に議員提案する意向を表明され、また、法案を提出する前に与野党協議が必要だという発言をなされたように聞いております。

次に、被害者団体でございますが、与党PT案の受け入れを表明しております出水の会と芦北の会は、6月27日のチッソ株式会社の株主総会におきまして、会場前で、救済策受け入れを求める抗議活動を行われました。

また、与党PT案の受け入れを拒否しております不知火患者会の弁護団長が、与野党の国会議員と意見交換をする場を持ちたいという意向を表明されております。

次のページをお願いいたします。

水俣市議会での動きでございますが、チッソの抜本支援策堅持と分社化を含めた健全経営の支援を国及び県に求める意見書を議決されております。

少し以前の情報等もありまして、時の経過とともに、その後の状況の変化があつているかもしれませんが、御了承いただきたいと思ひます。

○楢木野環境政策課長 2ページの(2)の平成20年度チッソ株式会社に対する支援措置については、環境政策課の方から御説明いたします。

本県は、平成12年の閣議了解に基づき、チッソに対して、例年所要の支払い猶予を行っておりますけれども、毎年度、各年度ごとのチッソ支援措置につきましては、チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議幹事会というのが開かれておりまして、そこで確認がなされているところでございます。

しかしながら、今年度は、本年2月の県議会の附帯決議等を踏まえまして、環境省と連携して、チッソに対し新たな救済策の受け入れを求めてまいりました。しかしながら、チッソは依然としてその態度を改めておりませんので、幹事会においては、いまだ年間のチッソ支援措置の内容は確認されておられません。

具体的には、資料に記載のとおり、8月28日及び9月18日に、チッソ支援措置連絡会議幹事会が開催されまして、今年度のチッソ支援措置についての確認をやるということになっていたんですけれども、今回は、9月1日及び9月25日に係る当面の県債償還の財源負担についてのみ確認がなされております。

この結果、特別県債につきましては、例年は、償還期日に合わせて年4回発行しているところですが、今年度は、9月の発行を見合わせることにについて幹事会で確認されました。

詳細は表を見ていただきたいと思います。

9月1日の県債償還額約25.7億円については、主にチッソからの返済額を充当いたしております。

なお、全部チッソが払ったようになっておりますので、少し説明させていただきたいと思いますが、この25.7億円、ここの表に書いてありますのは、チッソの返済可能な範囲の年間試算値、いつもですと大体このくらいになるという試算値があるんですけれども、その額をお支払いいただいたわけで、実際の額は200万円ほどこの県債償還額の方がこの額を上回りましたので、この差額分約20

0万円については国庫補助金で手当てされております。

また、9月25日の県債償還額約14.6億円についても、特別県債の発行は見送りましかれども、県債の償還に支障を来さないよう、また、患者補償確保の見地から、全額を国庫補助金で手当てしていただいております。

なお、3月1日、3月25日及び年間計の財源負担の欄がP、ペンディング、保留となっておりますけれども、チッソが一刻も早く被害者救済に向き合うことにより、被害者救済というチッソ支援の本旨が全うされるよう、引き続き、国と連携を図り、対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○谷崎水俣病保健課長 次のページをお願いいたします。

3の認定業務の状況についてでございますが、6月以降の大きな変化はあっておりません。

それから、4の水俣病に関する裁判の状況についてでございますが、現在、国家賠償等請求訴訟が2件、水俣病認定申請に係る行政事件訴訟が3件提起されております。今後も、口頭弁論等を通じて主張、立証を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○鎌田聡委員 認定業務の状況ですが、認定申請者数が、8月末現在で3,724名ということになっておりまして、認定審査会の開催については、昨年の7月29日以降休止状態という状況になっております。その間、3,724人が申請待ちと、認定ができてないという状況

にありますけれども、過去、昭和49年に県の認定審査が滞ったときに、不作為の違法確認を求める訴訟が起こされまして、熊本地裁は、昭和51年に、おおむね2年のおくれは不作為というふうな判断を示して、県は敗訴したという事実があります。

現在の3,724人のうち、この前お伺いしたんですけれども、2年以上経過された方が2,700人を超えているという状況にあります。そういった状況の中、認定審査会は認定審査会として開いていかなければならないと思いますが、いずれにしましても、まあ、救済策の実現の状況を多分にらんでいるというふうな、この前もそういった御回答でしたので、なかなか早急に審査会の再開というのは難しいと思います。そういった3,724名の認定審査申請者がいらっしゃいますので、その以前に認定検診、これは終えておかなければなりませんけれども、現在認定検診の状況等出されておりますが、現在、この3,724名のうち、検診が済んでいる方は何名いるのか。

それと、先ほど申し上げました2年という一つの期間が行政不作為の違法行為になるんじゃないかと思いますが、その認識と今の現状について、そしてまた、今後の対応をお答えいただきたいと思います。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

まず、認定検診の状況でございますけれども、8月末現在で、神経内科、耳鼻科、眼科等の各種検診実施件数は、延べで約3,500件でございます。すべて検診が終了された方は、約650人という状況でございます。

それから次に、現在の状況について、不作為で違法ではないかという件でございますけれども、委員のお話の判決につきましては、昭和51年、熊本地裁の判決があったわけでございます。その際には、認定処分に通常必要とされる期間、いわゆる相当の期間を特別な

事情がなく経過し、または経過することが確実な場合には違法であるというふうに判示されたところでございます。

この相当の期間としまして、2年間につきましては、積極的に明示されたという状況ではございませんでした。

また、その判決の直後に、昭和53年に提訴された訴訟がございます。これは認定処分のおくれによる精神的苦痛に対して損害賠償を求められた訴訟でございますけれども、これにつきましては、最高裁まで審理が行きまして、最終的には、当時の具体的状況下では、県としては、処分遅延を回避するため、通常期待される努力を尽くしたと判断されたところでございます。

今の状態ではどうかということで訴訟が提起されることになりましたら、裁判所において、さまざまな事情を総合的に判断した上で決定されるのではなかろうかというふうに考えております。

いずれにしましても、未処分の状態が長期間にわたっていることは適切ではございませんので、私ども県といたしましては、審査の前提となる疫学調査や検診についてできる限り進めているところでございますし、今後さらに進んでいくように精いっぱい努力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 2年間という期間が違法ということではないという認識でおられると思いますが、非常にそれ以上に超えていく可能性というのはあるんですよね、救済策の実現が、非常に今度の臨時国会は期待していたわけですが、与野党での協議が多分できない状況になるでしょう。そういった中で、さらに2年という月日よりもかなりもう少し長い年月、認定審査業務ができないような状況が生まれてくると思いますが、そこらあたりが

判断ですよね。先ほどの話じゃ、審査業務の遅延を回避する努力を県が続けていれば、そういった違法に当たらないのかという判断もあるかもしれませんが、やはりそういった努力は、今さらに続けていられると思いますが、大体じゃあ2年を超えてどのくらいでやられそうなんですかね。その辺わかりますか、違法という行政の不作为は。

○田中水俣病審査課長 何年たてばとか、明確な考え方が過去の判決においても示されているわけではございませんし、そういう何年という期間をもって違法かどうかという判断は非常に難しいかと思えます。

最終的には、先ほど申し上げましたように、当時のそういった違法が問われる状況について、申請者の増加の状況とか、検診体制の整備に当たっても医師の確保が困難であることとか、さまざまな状況を総合的に勘案して判断されるしかないのかなというふうに考えております。

ただ、私どもとしても、できるだけお待たせすることのないように、できることは精いっぱいやっていきたいというようなことで考えているところでございます。

○鎌田聡委員 認定審査会の委員の皆さん方も、再任の際のときのお話もあるとは伺っております。政治決着、救済策の実現が認定審査会再開の前提にあるというふうなお話も聞いておりますが、やはり審査会は審査会として動かしていかないと、その政治救済策だけじゃなく、本当今の現行基準でも認定になる申請者も中には多くいらっしゃるんじゃないかと思えますけれども、そういったことも踏まえて、まだ再開ということをやるとは考えはないのでしょうか、部長。

○村田環境生活部長 鎌田委員の論旨、まさに正論でございまして、基本的には、私自身

もそのような流れが認定審査会の流れであろうと思っております。

不作為については、最終的にはこの裁判なりそういう判断を仰がざるを得ないんですが、少なくとも長期間にわたって今のような状態が続いていることが適切でないことは十分承知はいたしております。

去年の3月に認定審査会を再開いたしました。御承知のように、当委員会の先生方にもいろいろ御意見いただきながら、新たな救済策の流れの途上で、そういう動きがあるのであればという気持ちも受けていただいて、認定審査会の先生方も、10人の委員の先生方全員、じゃあ再開しましょうということで、お受けしましょうということで再開したわけですが、新たな救済策の状況は、展開については今日まで御承知のとおりであります。

我々としても、認定審査会を開催して審査をしていきたいのはやまやまな状態ではございますけれども、逆に審査会の先生方の新たな救済策に対する思いも大変大きな期待を持っておられます。その中で、いわゆる審査会を開催しなければならない我々の思いと審査会の先生方の思いをどういうふうに調整しながらやるかというのが、一番今私どもの頭の痛いところではありますが、実はもう何度も日程調整を繰り返しながら今日まで来ております。できるだけ状況の変化をとらえて、できるだけ早い時期に認定審査会を開く段取りを努力いたしたいと思えますし、そのためには、新たな救済策がある程度形になることが重要でございまして。

正直申し上げまして、今回の臨時国会の動き、永田町の動きに対して大変期待を申し上げたというのが正直なところではありますが、そういう意味では、当委員会の所属のそれぞれの先生方のお立場、お立場でも、再度御協力いただきながら、新たな救済策の実現に向けて動くことが認定審査会を動かす大きな要

素になろうかというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○西岡勝成委員長 いずれにいたしましても、審査会の再開と、要するにこの救済策の進行というのは表裏一体でございますので、我々も一生懸命努力をする以外ないと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

そのほかはございませんか。

○大西一史委員 6月にも、私たちは支援の見直しに関する意見書というもので議決をして、これまで、2月議会でもそうですけれども、ずっと強くチッソに対しては協力するようというふうに働きかけてきたわけですが、ここに至るまで、もう6月から3カ月たっていますけれども、何らチッソからのアクションはないというふうに今報道等でも承知していますが、実際にどんな様子なのか、チッソの方はどんな動きなのかというのは、部長、どういうふうに思っておられるのか。あるいは今これだけ膠着状態に陥っている中で、チッソが協力しなければ動かないというのはもうわかっているわけですよね。そういう中で、県として、どういうふうに今チッソの態度というものを受けとめておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○村田環境生活部長 チッソの態度は、昨年12月に当委員会の席上でも後藤会長が話されたとおりの見解にブレはございません。今のところ、どちらかという分社化に対する期待を相当強く抱いていらっしゃるというのが私の受けとめ方ではありますが、そういう中で、チッソの動きに対して、何らか今後の展開の中で、新しい救済策に対する受け入れについて、分社化の前にそういう態度を表明してほしいという動きを6月以降も縷々かけてきたところではあります。今申しあげましたように、環境省の接触においても今のところ変

化がないという状態で、環境大臣は、先週の記者会見で大変な不快感を表明されたというふうな状況がございます。

私どもは、先ほど楢木野課長が報告申し上げましたとおり、今年度の県債の償還に当たって、県議会の附帯決議並びに6月の意見書というものを大変重く受けとめておまして、環境省も、非常に重要な県議会の意思の表れとして同じような受けとめ方をしておまして、今話がありましたように、9月の2回の償還について例年どおりのやり方をするにはできないということから、少なくとも9月の県債発行については行わないと、最終的には3月まで結論については保留するという状況の中で、チッソの支払いについての交渉もあわせながら、チッソの翻意を促すような交渉を縷々繰り返してきたところであります。

今後も、基本的には今年度まではそのスキームが決まっているという状況もございまして、来年度以降、新たなスキームをまた幹事会等で議論をするというような状況もございまして、年末に向けてそういう動きを強化する中で、チッソに対しては強力に働きかけを行おうと、それを今環境省の方とも確認をしておりますので、その動きの中でチッソに対して働きかけを強めていきたいということが今の当面の我々の考え方でございます。

議会の方の附帯決議なりの行動というものが、実は正直申しまして、環境省も含めて相当重く受けとめているのは事実でございまして、今回、私は、正直申し上げて、県債の9月発行はもういたしかたないかなという思いが実はございました。しかしながら、片方で例年どおりやっしまえば何の交渉のカードもないというふうなこともあって、環境省と連携したぎりぎりのせめぎ合いの中で、このような話が出てきております。

そういった内容も含めながら、できるだけチッソに対して働きかけを強めていくという

ことを精いっぱいやるということが今私が申し上げられる状況でございます。

○大西一史委員 今、非常に苦しいといえますか、胸のうちを部長も言われたというふうに思いますけれども、6月、私も代表質問でかなりチッソに対しても厳しく代表質問でも言わせていただいたと。しかし、その後も反応が何もないということが、非常にチッソが企業として、賠償云々も含めた法的な問題とは別に、企業倫理として、チッソが今の状況をどのように受けとめているのかというのを、私自身は非常に聞いてみたいという感じがしています。これだけ県議会で、少なくともチッソに対する財政的な支援措置の見直しなんていうことを我々が言わなきゃいけないこと自体が異常な事態であるということ、チッソの経営陣の方々は認識をしておられるのかどうかというのが非常に疑問に感じます。

ですから、そういう意味では、環境大臣が不快感を示されるのは、もう本当に当然だろうというふうに思います。県と国も確かにその責任はあるという部分はあるかもしれませんが、やはり一義的な責任を負うチッソの企業としての倫理観に疑問を持たざるを得ないというふうに思います。

ですから、今後どういう形で県の方に接触があるのか、あるいは県も接触をされるのか、国が接触をしていかれるのかよくわかりませんが、チッソが本当に誠意を持って、この水俣病という問題に関して、本当に決着をしようという前向きな態度を引き出すように、私たちも一生懸命頑張りますけれども、県当局も引き続き頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、委員長、ちょっとお願いなんですけれども、後藤会長さんから、昨年の12月に県に来て、いろいろ意見を言っていたわけでありまして。非常にすれ違いがあったよ

うな感じがありましたし、非常に皆さんも不愉快な思いをされた部分もあったかというふうに思いますが、今の心境等を率直に聞いてみたいというふうに思うんですね。なかなか難しいことかもしれませんが、委員会の場にでもぜひ来ていただいて話をしていただき何なりということ、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

これは、相手もあることですから、まあ私たちが言ったからといってどうこうということじゃありませんけれども、やはりここまで膠着状態をいつまで続けておくんだと、私は思います。企業としても、それは、利益を上げて株主のために頑張らなきゃいかぬという、この理屈は1つはわかりますけれども、しかし、このままでもういつまで待たせるのかということもありますので、やはり一日も早い決着のためには、経営陣の方からお話を聞きたいというのが私の意見でございますので、ぜひ検討をお願いいたします。

○西岡勝成委員長 今、大西委員のおっしゃるとおり、本委員会の意見、皆さん方もまさしくそのとおりだと思います。私自身も、また知事にもそれぞれ後藤会長ともお会いをいたしておりますけれども、なかなか12月時点でのお話と全く変わらないというような状況でございます。我々は、環境省が行ったサンプル調査でまだ被害者の方々が残っておられるということでこの委員会を立ち上げて、いろいろ議論をしている中でございますので、ぜひ、今のおっしゃった意見、また後藤会長の方にも伝えて翻意を促したいと思えます。

○大西一史委員 お願いします。

○西岡勝成委員長 何かほかにございませぬか。

何せ国会がこういうことになっておりまし

て、我々も臨時国会に期待をかけていた部分もごさいすけれども、国会議員の関係者の方々のお話をお聞きしますと、選挙が終わらんと進まないだろうというようなことごさいすので、今のところ停滞したままという状況ごさいす。

それでは、意見もないようごさいすので、続いて、先ほど述べましたとおり、民主党作業チームがまとめられた救済策の案について、谷崎水俣病保健課長より説明をお願いいたしたいと思ひます。

○谷崎水俣病保健課長 お手元にお配りしております1枚の紙があると思ひます。タイトルが、水俣病被害者救済問題について(民主党案・与党PT案対比)というものでごさいすますが、これをごらんいただきたいと思ひます。

ちょっと字が小そうごさいすますが、御了承いただきたいと思ひますが、これは松野参議院議員が説明の際に御使用されたものでごさいす。

あらかじめ申し上げておきますけれども、この中の民主党案は、党内機関の決定を見たわけではなく、党内の作業チームの案であるというふうにごさいす。また、与党プロジェクト案につきましては、この後の記述に与党PTからは示されていない内容もあるようごさいすので、あらかじめお断りをいたしておきます。

それでは、これを使いまして説明をいたしますが、少し長くなりますので、着座させていただきますして御説明をさせていただきますと思ひますが、よろしゅうごさいすでしょうか。

○西岡勝成委員長 どうぞ。

○谷崎水俣病保健課長 それではまず、基本的な考え方といたしまして、これは、民主党

案と与党プロジェクト案ということで、右、左で主なものだけ御説明をさせていただきますが、まず、民主党案は、現在、国、県が被害者救済のよりどころとしております公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法ごさいすけれども、この公健法で救済できない被害者を特別措置法で救済すると、その内容は、最高裁判決を最大限尊重するというものでごさいす。

与党PT案は、平成7年の政治解決から漏れた方々が依然としておられるという、先ほどの実態調査の話がありましたけれども、そういう現実を踏まえまして、最後の政治解決として、この後記述されておませんが、平成7年の政治解決の救済策の対象者に準ずる者を救済するとの基本的な考え方とっておられます。

それから、上から4段目の救済対象者ごさいすますが、記述の違いは多少ありますけれども、いずれも健康被害を訴える方々を水俣病被害者として救済するものでごさいす。

なお、与党PT案では、ここには記述はありませんけれども、認定申請者と保健手帳の交付を受けている者のうち、公的診断により判定対象とするとなっております。民主党案の取り扱いについては、これは記載されておられませんのでわかりません。

次に、真ん中ほどの5段目のところごさいすますが、救済基準ごさいすけれども、これは双方で余り違いはごさいませんが、民主党案の方が、最高裁判決で認められました二点識別覚異常、これは、手の先にコンパス等で2点を刺激しまして、それがわかるか、あるいはその2点の距離などを測定する検査ごさいすして、そこで異常が出る方ということで、二点識別覚異常といった症状がある方も感覚障害がある方と含めて考えるというものでごさいす。いずれも、症状や居住歴、そして水俣湾や不知火海の魚介類をどれだけ食べたかということなどを判断の基準とする

というものでございます。

次の6段目の救済内容でございますが、双方とも、医療費の負担、それから療養手当の支給と一時金の支給という3点セットになっておりますので、これは同じでございます。

まず、自己負担分の医療費を全額負担するということについては双方同じでございます。次に、療養手当の給付額は、民主党案が、原爆や薬品健康被害における最近の動向等の手当を参考にしまして月額3万円。与党PT案は、平成7年の政治解決を基本としまして1万円というふうになっております。また、一時金として、民主党案が、症状に応じて、最高裁判決並みに400万、それから600万、800万といった賠償金的性格のものを支給するものに対しまして、与党PT案は、一時金150万円となっております。この額に大きな違いがございます。

次に、下から4段目の費用負担でございますが、民主党案が、まず国がすべてを負担し、その後国は一時金について原因企業に求償するとなっております。そういう意味では、県の負担は何もないということになっております。与党PT案では、医療費や療養手当は国、県で負担し、一時金は原因企業が負担するという記述になっておりますけれども、平成7年の政治解決と同様とすると、このとおりでございます。与党PT案として示された中には、この記述は明確にはありませんので、その旨お断りをしておきます。

最後になりますが、下から3番目に書いてあります公健法による認定申請とか裁判の提起との関係につきましては、民主党案では、今回救済を受けても取り下げることなしに続けられるようになっております。なお、与党PT案では、これらは取り下げなければ手帳は給付せずという記述になっておりますが、これまでのところ、このことについては、与党PTではまだ議論になっておりませんので、与党PT案で決まっているということじゃな

いようでございます。

以上、主なところを資料に沿いまして御説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○西岡勝成委員長 この件につきましては、鎌田委員の方から何か補足されるようなことがありましたら。

○鎌田聡委員 いや、特別にはないです。

○西岡勝成委員長 それでは、この件について皆さん方から質疑を受けたいと思っております。

ないようございましたら、私と前川副委員長それぞれこの与党案、民主党案をお聞きしたわけでございます。その際、私の方から少し補足をさせていただきましたので説明申し上げたいと思っておりますが、松野参議の説明をお聞きした際、私と前川副委員長から、主に次の2点を意見として申し上げました。

1点目は、与野党協議に当たっては、平成7年時の救済内容を上回るような案では、当時和解に応じた方々が納得しがたいので、その点を考慮いただきたいということ、2点目は、公費、すなわち税金で対応することから、手続面で客観的審査体制をきちんととっていただく必要があるということをお願いしました。

さらに、与野党間で議論された結果、救済策がおくれることになってはいけないとの思いで、党派を超えて早期解決に導いてほしいと強く要望いたしましたところでございます。

委員各位におかれましても、国会において、党派を超えて、早期解決に向け御努力を期待するということでよろございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 じゃあ、そのように進めてまいりたいと思っております。

○小杉直委員 1つよかですか。

この民主党案というのは、松野私案ですか、それとも民主党の正式な党案でしょうか、あるいは、その間の作業チームの部分案でしょうか。

○谷崎水俣病保健課長 私の聞いた限りでは、正式な民主党内での機関決定は見ておりませんが、党内の作業チームの案であるというふうに伺っております。

○小杉直委員 この比較の表が出ておりますし、また、今委員長がおっしゃったような議論がっておりますが、一応自民党側としては民主党案としてのとらえ方での分析ということによかですか。

○西岡勝成委員長 これは、一応お互いに政争の具にこういう問題をしてはならないと、早く救済をするために、党派を超えて、ひとつ胸襟を開いて議論をしていただきたいというお願いのもとにやっておりますので、話をお聞きした感じでございます。あくまでも感じでございますけれども、民主党の方も与党の方もそういう気持ちで対応していただけるものと思っております。

○小杉直委員 わかりました。

○西岡勝成委員長 それでは、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 その他、ないようでございますので、次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 じゃあそのようにいたしたいと思います。

以上をもって本委員会を終了いたします。

御苦勞さまでございました。

午後2時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長